

フードバンク活動施設整備支援事業の募集案内

岐阜県では、農林水産分野における食品ロス削減を推進するとともに、新型コロナや物価高騰の影響で生活に困窮した世帯に対して安定した食料支援が行われるよう、フードバンク団体等を対象に、農産物等の一時保管に必要な冷蔵・冷凍庫の購入・設置に要する経費を予算の範囲内において補助します。

1 補助対象者

岐阜県内に事業所又は活動拠点を有するフードバンク団体等

※法人格の有無は問いません。

※「フードバンク団体等」とはフードバンク団体の他に、他団体と連携して食材の調達を調整する子ども食堂及び子ども宅食等も含まれます。

2 補助対象事業の内容

農業者等から農産物等の寄付を受けるフードバンク団体等が、生活困窮者や子ども食堂などに供給するため、農産物等の一時保管に必要な冷蔵・冷凍庫の購入・設置に対して補助します。

なお、冷蔵・冷凍庫は岐阜県内に設置するものに限りません。

※「農業者等」とは農林漁業者、農林漁業者団体、農林漁業関連事業者などを指します。

※「農産物等」とは農産物、畜産物及び水産物で、県内の生産ほ場や直売所や集出荷場等において発生した規格外・未利用農産物など、有効活用を図るべきもの及びその加工品を指します。

3 採択要件

以下の要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業の遂行が確実なものであること。
- (2) 事業実施主体は事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているとともに、次に掲げるいずれかの要件を満たすものとする。

ア フードバンク団体

「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き（農林水産省公表資料）」を遵守している、又は見込みがあること。

イ 子ども食堂、子ども宅食等、食事の提供を行う団体等

食材の調達を他団体と連携して調整するほか、次のいずれかに該当すること。

- ・食品衛生法に基づく営業許可を取得又は届出をしていること。
 - ・「福祉目的の食事提供行為における食品衛生管理指針（岐阜県公表資料）」を遵守している、又は見込みがあること。
- ウ その他知事が特に認める団体等

4 補助対象経費等

補助対象経費等は以下のとおりです。

(1) 補助対象経費

県内の農業者等から農産物等の寄付を受けるフードバンク団体等を対象に、農産物等の一時保管に必要な冷蔵・冷凍庫の購入・設置に要する経費

(2) 補助対象経費の内容

- ・冷蔵・冷凍庫の購入に係る費用
- ・冷蔵・冷凍庫の設置に係る費用（整地、配電工事等を含む）

(3) 補助率

10/10以内

(4) 上限額

1団体当たり200万円

(5) 事業実施期間

補助金の交付決定日から令和5年3月31日まで

※事業要望額の合計が予算額を上回った場合は、ご希望に沿えない場合があります
ので、あらかじめご了承ください。

※本事業で購入・設置した冷蔵・冷凍庫には事業名などを表示してください。(例：
令和4年度岐阜県フードバンク活動施設整備支援事業費補助金活用)

5 募集期間

令和4年10月27日（木）～令和4年11月16日（水）

【提出書類】①実施計画書（実施要領様式第2号）の案

②見積書

③カタログなど仕様がわかる資料

※募集後の手続きの流れは別紙をご参照ください。

6 問い合わせ先・提出先

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

岐阜県 農政部 農産物流通課 流通企画係

TEL : 058-272-1857（ダイヤルイン）

メール：c11444@pref.gifu.lg.jp

※各種申請書類は郵送又はメールにて提出してください。

※各種申請書類の作成に当たり、必要な場合は事前にご相談ください。

7 補助事業実施における留意事項

- (1) 補助事業の着手は、原則として、交付決定日以降となります。緊急かつやむを得ない事情により交付決定前に着手する場合は、交付決定前着手届を申請する必要がありますので、事前にご相談ください。
- (2) 事業内容を大きく変更する場合や、事業を中止（廃止）する場合は、承認申請書を提出する必要がありますので、事前にご相談ください。

<別紙>募集後の手続きの流れ

時期	手続き等		提出書類								
	岐阜県	フードバンク団体等									
R4. 10. 27 日	補助金の 募集開始										
R4. 10. 27 日 ～11. 16 日		①補助金の申込	<ul style="list-style-type: none"> ・実施計画書の案 (実施要領様式第2号) ・見積書 ・カタログなど仕様がわかる資料 								
11 月中旬 ～11 月下旬	内報通知 (採択結果)										
内報後		②計画承認申請書 の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・計画承認申請書 (実施要領様式第1号) ・実施計画書 (実施要領様式第2号) ・見積書 ・カタログなど仕様がわかる資料 ・設置場所を記した地図 ・整備する冷蔵・冷凍庫の管理運営規定 ・その他、申請者の区分に応じて 次の資料 <table border="1" data-bbox="943 1323 1353 1715"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>資料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人</td> <td>定款(写し)、活動状況が分かる資料</td> </tr> <tr> <td>任意団体</td> <td>規約、広報誌など活動状況が分かる資料</td> </tr> <tr> <td>規約のないグループ・個人</td> <td>広報誌など活動状況が分かる資料</td> </tr> </tbody> </table>	区分	資料	法人	定款(写し)、活動状況が分かる資料	任意団体	規約、広報誌など活動状況が分かる資料	規約のないグループ・個人	広報誌など活動状況が分かる資料
	区分	資料									
法人	定款(写し)、活動状況が分かる資料										
任意団体	規約、広報誌など活動状況が分かる資料										
規約のないグループ・個人	広報誌など活動状況が分かる資料										
	事業実施計画 承認通知										
計画承認後		③補助金交付申請 書の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付申請書 (交付要綱第1号様式) ・事業計画書 (交付要綱第2号様式) 								

※次項に続く

時期	手続き等		提出書類
	岐阜県	フードバンク団体等	
計画承認後			<ul style="list-style-type: none"> ・収支予算書 (交付要綱第3号様式) ※県の支払い実績がない場合は以下の書類が必要 ・口座振込依頼書兼債権者登録(変更)票
	補助金交付決定		
交付決定後		④着手届の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金着手届 (交付要綱第6号様式)
事業実施		⑤事業実施 (冷蔵・冷凍庫の購入・設置)	
事業実施後		⑥完了届の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金完了届 (交付要綱第6号様式)
	確認検査の実施	※確認検査の立ち合いが必要	
検査後		⑦実績報告書の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金実績報告書 (交付要綱第7号様式) ・実施実績書 (実施要領第2号様式) ・整備した冷蔵・冷凍庫の状況が分かる資料(写真等) ・整備した冷蔵・冷凍庫の管理運営規定 ・本事業に要した経費が分かる資料(領収書等)
	額の確定の通知		
額の確定後		⑧交付請求書の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付請求書 (交付要綱第8号様式)
～R5. 3. 31	補助金の交付		

※「実施要領」とは「フードバンク活動施設整備支援事業実施要領」を、
「交付要綱」とは「岐阜県農業振興事業補助金交付要綱」を指します。